

登園開始許可証明について

平素より保育行政にご理解ご協力いただき深く感謝申し上げます。
すでにご承知のことと存じますが、保育園児が感染症にかかった場合には学校保健法に準じて対処しております。

つきましては、感染症にかかり貴院で治療を受けている児童の保護者から登園開始許可の依頼がありましたら、お手数ながら下記証明書を発行くださるようお願い申し上げます。

登園開始許可証明書

組

氏名

上記の者、下記の病名について感染のおそれのないことを証明し、登園を許可する。

記

病名

学校保健法施行規則第1種の感染症

- エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルグ病
- ラッサ熱 急性灰白髄炎 南米出血熱 細菌性赤痢 ジフテリア
- 痘そう 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)
- 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)
- 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る)
- 新型コロナウイルス COVID-19

学校保健法施行規則第2種の感染症

- インフルエンザ 百日咳 麻しん 流行性耳下腺炎 風しん
- 水痘 咽頭結膜熱 (プール熱) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎

学校保健法施行規則第3種の感染症

- コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス
- 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症

令和 年 月 日

医師氏名

印

(※組・氏名は保護者をご記入ください。)